
令和 2 年 第 5 回 臨時会

上富良野町議会会議録

令和 2 年 8 月 6 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（8 月 6 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 報告第 1 号 平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書訂正 の報告について	2
○日程第 4 議案第 1 号 令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算(第 7 号) ...	3
○日程第 5 議案第 2 号 富原運動公園テニスコート改修工事請負契約の締結につい て	7
○日程第 6 議案第 3 号 財産の取得について (上富良野町立小中学校 G I G A スクール端末)	7
○追加日程第 1 議案第 4 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
○閉 会 宣 告	10

令和２年第５回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和２年度上富良野町一般会計補正予算(第７号)	８月６日	原案可決
2	富原運動公園テニスコート改修工事請負契約の締結について	８月６日	原案可決
3	財産の取得について (上富良野町立小中学校ＧＩＧＡスクール端末)	８月６日	原案可決
4	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	８月６日	原案可決
	報　告		
1	平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書訂正の報告について	８月６日	報告

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について 8月6日 1日間
- 第 3 報告第1号 平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書訂正の報告について
- 第 4 議案第1号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)
- 第 5 議案第2号 富原運動公園テニスコート改修工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第3号 財産の取得について（上富良野町立小中学校GIGAスクール端末）
- 追加日程第1 議案第4号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 元井晴奈君 | 2番 | 佐川典子君 |
| 3番 | 高松克年君 | 4番 | 中瀬実君 |
| 5番 | 金子益三君 | 6番 | 中澤良隆君 |
| 7番 | 米沢義英君 | 8番 | 荒生博一君 |
| 9番 | 佐藤大輔君 | 10番 | 今村辰義君 |
| 11番 | 小林啓太君 | 12番 | 小田島久尚君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | 14番 | 村上和子君 |
-

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（1名） 3番 高松克年君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 向山富夫君 | 副町長 | 石田昭彦君 |
| 教育長 | 服部久和君 | 総務課長 | 宮下正美君 |
| 企画商工観光課長 | 辻剛君 | 保健福祉課長 | 鈴木真弓君 |
| 建設水道課長 | 狩野寿志君 | 教育振興課長 | 林敬永君 |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 深山悟君 | 次長 | 飯村明史君 |
| 主事 | 真鍋莉奈君 | | |

午前11時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(村上和子君) 御出席まことに御苦労に存じます。
ただいまの出席議員は14名でございます。

これより令和2年第5回上富良野町議会臨時会を開会
いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとお
りであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等
諸般の報告をいたします。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、8月3日に告示され、同日議案等の配付を
行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程
のとおりであります。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案3件と
報告1件であります。議案第2号及び議案第3号につ
きましては、本日議案を配布させていただいたところであ
ります。

本臨時会の説明員につきましては、町長以下、関係者の
出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(村上和子君) 以上をもって議会運営等諸般の報
告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名
についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、
議長において、

13番 岡 本 康 裕 君

1番 元 井 晴 奈 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第2 会期の決定についてを
議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いま
す。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号

○議長(村上和子君) 日程第3 平成31年度上富良野
町一般会計繰越明許費繰越計算書訂正の報告について報
告を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただ今上程いただきました、
報告第1号平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費
繰越計算書訂正の報告についてその概要を御説明申し上
げます。

令和2年第2回定例町議会におきまして、平成31年
度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書について、
御報告したところでありますが、報告した事業のうち「防
災用自家発電設備設置整備事業」につきまして訂正をお
願いするものであります。

本件は、平成30年度契約分の建設請負工事から適用
を開始しました中間前払い金制度に関し、当該中間前払
い済金額の繰越明許費計算書記載における扱いに齟齬が
あり、当初翌年度繰越額に当該金額を算入しておりました
が、含まないことが正しいということが判明したこと
から、翌年度繰越額を減額するとともに、その財源内訳に
ついて訂正させていただくものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

報告第1号をご覧ください。

報告第1号平成31年度上富良野町一般会計繰越明許
費繰越計算書訂正の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成31
年度上富良野町一般会計歳出予算の経費を別紙繰越計算
書のとおり繰越したので、地方自治法施行令第146条
第2項の規定により報告する。

それでは、計算書をご覧ください。

計算書の内容につきましては、訂正する箇所のみ申し
上げます。

1行目の防災用自家発電設備設置整備事業については、
翌年度繰越額を「6,800万円」から「4,160万円」
に、地方債につきましては「5,820万円」から「4,
160万円」に、一般財源を「980万円」から「0円」
にそれぞれ訂正するものであります。

次に、合計欄につきましては、翌年度繰越額を「3億3

91万6,000円」から「2億7,751万6,000円」に、地方債を「1億6,550万円」から「1億4,890万円」に、一般財源を「1,445万円」から「465万円」にそれぞれ訂正するものであります。

以上をもちまして、報告第1号平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書訂正の報告についての説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（村上和子君） ただ今の報告に対し、御質疑があれば賜ります。

御質疑がなければ、これをもって報告第1号上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書訂正の報告についてを終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（村上和子君） 日程第4 議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）について、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、報告第1号で報告させていただきました平成31年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正に関連し、翌年度へ繰り越すべき一般財源が減額となることから、当該金額について前年度繰越金を増額補正するものであります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2次交付限度額2億5,401万7,000円が示され、1次交付限度額と合わせ合計3億4,353万6,000円となったことから、当該臨時交付金を活用した事業実施に必要な補正をお願いするものであります。

3点目は、町が所有しております携帯電話伝送路に關し、支障移転工事が必要なことから、所要の補正をお願いするものであります。

4点目は、児童福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止環境整備事業として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び子ども子育て交付金を活用し、町内の認定こども園4施設に対し、感染拡大防止に必要な用品、備品購入に対し助成を行うため、所要の補正をお願いするものであります。

5点目は、国のひとり親世帯臨時特別給付金事業に關し、町が行う事務に対し事務費が交付されることから、所要の補正をするものであります。

6点目は、観光庁がコロナ関連事業として実施する誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業の公募に対し、町といたしまして泥流地帯映画化プロジェクトを核とした事業を応募し、その事業採択が見込まれることから、事業実施に向けた必要な費用について、補正をお願いするものであります。

7点目は、文科省が所管する学校保健特別対策補助事業を活用し、町内各小中学校での感染症対策のための保健衛生用品や資機材整備を行うため、所要の補正をお願いするものであります。

次に、今回の補正予算に計上した地方創生臨時交付金事業の概要であります。1点目は、1人10万円を給付する特別定額給付金事業について、基準日後に生まれた新生児は対象とならないところでありますが、コロナ禍での不安を抱えながら妊娠・出産期を迎える方やその家族に対する支援策として、来年3月末までに生まれた新生児を対象に、新生児特別定額給付金として一定の要件のもと1人10万円の給付を行おうとするものであります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業においては、介護・障害者サービス事業のそれぞれのサービス形態において、その支援内容に差があるところでありますが、感染症対策の徹底は、その形態にかかわらず各施設において共通の課題であることから、町内の高齢者入所施設4事業所及び障がい者福祉サービス事業所7事業所に対し、感染症対策費用として1事業所10万円の助成を行おうとするものであります。

3点目は、感染症対策が継続される中で、特に就園・就学児童生徒を抱える世帯を中心にその影響が大きいことから、家庭生活への一助として、0歳から高校3年生までの児童生徒がいる世帯に対し、子育て世帯応援事業として子育て応援券の交付を行おうとするものであります。

4点目は、これまでの外出自粛や休校期間中においても、子育て世帯の就業支援として、子どもの教育・保育に関わる認定こども園・保育所や放課後クラブの運営を継続してきたことから、それらに勤務した方に子育て支援従事者応援給付事業として応援券の交付を行おうとするものであります。

5点目は、緊急事態宣言の解除後においても、首都圏を中心とした夜の繁華街での感染が全国的に報じられている中、本町におきましても当該業種の経営悪化は深刻さが増している状況にあり、本町経済の特質として、飲食店数が多く、それに関連し影響をうけるサービス業が多方面にわたっていることから、主に夜間に営業する飲食店を対象に経営継続に必要な支援とあわせ新北海道スタイル導入促進による安心・安全な店の構築に向けた支援を

行おうとするものであります。

6点目は、既存の商工業者持続化事業補助を拡大し、コロナ関連衛生環境向上対策分として、感染症予防対策のため店舗等の施設・設備整備に対する費用を増額するとともに、その補助率についても引き上げを行おうとするものであります。

7点目は、先に申し上げました学校保健特別対策補助事業に関し、国の補助裏として地方創生臨時交付金を充当するものであります。

以上申し上げました、各事業の必要な財源については、地方創生臨時交付金のうち今回計上分事業に対応する分として4,745万円の他、国・道の補助金を充当するとともに、財源調整により留保財源となる942万2,000円については、予備費に充当することで、補正予算を調製したところであります。

なお、地方創生臨時交付金のうち、今回計上していない分については、これまでに議決をいただいている地方創生臨時交付金事業への財源充当のほか、今後の感染症対策事業、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化事業等への充当を検討しておりますので、その事業内容が決まりましたら、改めて今後の補正予算の提出を予定しております。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号をご覧ください。

○議長（村上和子君） 暑い方はどうぞ上着をとっていただいて結構でございます。

よろしく願いいたします。

○総務課長（宮下正美君） 議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,375万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,863万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金、7,608万6,000円。

15款道支出金、614万円。

19款繰越金、980万円。

20款諸収入、172万7,000円。

歳入合計、9,375万3,000円。

2、歳出。

2款総務費、813万4,000円。

3款民生費、2,892万3,000円。

7款商工費、3,830万円。

9款教育費、897万4,000円。

11款給与費、0円。

12款予備費、942万2,000円。

歳出合計、9,375万3,000円。

以上で、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 何点かお伺いさせていただきます。

まず、今回の国の補正予算に関わるところでいろいろな商工振興対策等が図られていることに一定程度評価をさせていただきたいのですが、その中でこの経営継続及び新スタイル導入促進事業補助については、今回ある程度業種を絞った中での対応ということで、前々回の補正の中においてもまず、一番打撃の大きいところに直接経営の持続化をするというところでその成果と効果が表れた中において、その後の補正においては拡充策ということでさらに対象を増やした経緯がございます。

そこでお聞きしたいのが、今回もまず新型コロナウイルスの蔓延がまだ収まりがつかないという中、そして先の見えないこの対応の中においていち早く振興策をとっていただいたことで、これら直接補助があたる、対応する業者について効果が表れ、また町で考える中においてその効果がさらに波及をよんで他業種にもいい効果が得られた場合であればいいんですが、同様に困っている業種というのが町内にはまだまだあります。ぜひ関係機関と調整の図った中において、その波及効果等がなかなか現れず、直接補助があたらなかったそれらの業種に対して今後においてまた三の矢、四の矢のような形でやっていく考えがあるのかまずお伺いするということと。

その下にあります同じく商業振興補助なんですが、商工業者のコロナ関連の衛生環境向上対策について、今回840万円という補助でコロナ対策に関わる部分を2分

の1から5分の4に引き上げております。いろいろな業種において様々な取り組みを既に図っておりますが、それら以上の手上げが来た場合に今回については840万円がある程度見込みだと思いますが、やはり大切なことですのでこれらの上乗せ部分というのは考えておられるのか、それとも打ち切り予算になるのかをお伺いしたいと思います。

続きまして19ページ以降の教育費の学校管理費の部分についてお伺いいたします。

今回の国の補助金の中において、いわゆる児童生徒に対する衛生用品とマスク・消毒液等の備品購入ということで補助がきております。そこで伺いたいのが、学校のように特定多数の児童生徒が使うものについて近年、自動でアルコールを噴霧する端末があった中でやっていくようなところが多々いろいろな箇所においてあるのですが、今回の備品の購入については既存のポンプ式でやるものなのか、それとも手を差し伸べることによってセンサーでアルコールが自動的に噴霧されるものなのかそちらをお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 5番金子議員の1点目と2点目御質問に私の方からお答えさせていただきたいと思います。

1点目につきましては、経営継続及び新スタイル導入促進事業補助に関する御質問だというふうに思います。議員御発言のとおり、前回も経営持続奨励助成の場合は飲食、宿泊を先にしてその後拡大していった経過にあります。ただ、順番を決めてやっているというわけではありませんが、今回もコロナがこういう状況ではありますのでまだまだいろんな地域経済に対する悪影響というのが出てくる可能性は否定できないだろうと思います。ですから、各関係団体とも話をしながらしっかりと実情を把握する中で必要なものはやはり追加して行っていかなければならないというスタンスは前と同様でございますので、御理解をいただきたいと思います。

あとは2点目の持続化補助の関係のコロナの部分でございますが、今後需要があった場合でありますよね、その金額の対応のお話かと思いますが、こちらにつきましてもできるだけこういう状況下ではその需要にお答えしたいというふうに思っておりますので、そういう申し込みが多かったりとか、事業件数の増加については基本対応させていただきたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（林敬永君） 5番金子議員からの学校管理費についての御質問でございますが、衛生用品等々の

部分については今回の補助の中で入っております。特定の多くの方が使うということでアルコール消毒について、既にオートディスペンサーが入っている学校もありますし、今回の中でも消耗品として入れていただかしている学校もありますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 17ページの若干同僚議員と重なるところがあります。今回新型コロナ感染対策でいわゆる家賃補助、上下水道料金だとか消毒等の予算が計上されております。この部分についてはコロナ対策という状況の中で特に夜の街の感染が非常に近年拡がるという状況にある中で、上富良野町においてもそういった部分に対する飲食店に対する補助政策、助成政策を今回とるという状況になっているかというふうに思います。非常にこういった点では、私は大いに賛成するところであります。

また、同時にお伺いしたいのはこの業種以外にも非常に困難されて、今事業を展開されながら安全対策にも努められている事業主というのがたくさんいるという状況が見受けられます。そうしますと、この地方創生臨時交付金というのはこれにとどまることなく、それ以外のいわゆる夜の街業種以外の人たちに対しても使える補助金だということが明記されています。今後やはりこういった部分に対しても補助を広げて、安心して営業ができて顧客が接待でき、来れるようなそういった対策というのが必要ではないかというふうに思いますが、今回の予算の中にはこの部分は載っておりませんがもう一度今後、こう言った部分に対する対策というのは考えているのかどうなのか。また今回なぜ予算が計上されていないのかお伺いしておきたいというふうに思います。

17ページのところで、かみふらの産業賑わい協議会負担という形になっております。これは誘客を目的とした上富良野の観光を問わず、広く町の産業に貢献できるものという形の中でこういった三浦文学を主体としながらこのモニターツアーなどを行いながら観光産業の発信だとか情報発信をするというものになっております。そこで伺いたいのは、これは予算がついた後ですね。いつ頃からこういった事業展開がなされるのか。この点良く詳細がわかりません。おそらく有機的にモニターツアーも行いながら上富良野の魅力をいろいろ知ってもらうという形になっていると思いますが、具体的にお伺いしますが、どういうふうにこの三浦文学、観光産業などと結びつくような事業展開ということで具体的にイメージとしてわたしちょっとわかりませんので確認してお

きたいというふうに思います。

次にお伺いしたのは、新型コロナの子育て支援の応援給付金、15ページでありますがこの点について確認いたします。この間、国の方で介護、医療等々福祉分野にかかわるこういった部分に対しての何らかの慰労金か支援金かわかりませんが、そういった支援を行うという形になっております。そういうものを前提として、今回上富良野町においては福祉施設、幼稚園関係なんですが若干の商品券という形の中で応援しようという形の商品券を職員に渡すという形になっておりますが、実際これ以外の施設よくわかりませんが医療、介護、子どもの障がい施設等いろいろあると思いますが、そういったところの給付金の状況というのは今国の方ではどのように考えていらっしゃるのか。それを若干カバーするために一部上富良野町において、商品券を給付するという内容になっているかというふうに思いますがこの点確認しておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻剛君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の経営継続と新スタイル導入の事業に係るものであります。やはり今回報道でもありますように、本当に夜の街って悪意をもって放送しているんじゃないかというくらい視聴される国民の皆様も非常に悪いイメージを持たれていると。それが東京とかの大都市とかでなっている、やはり見た方は地元を重ねてしまうところがありまして、そういう部分が地域の実態として夜の街の辛さといいますかそういうところに現れているんだろうというふうに思っております。今回、例えば家賃と上下水道料の基本料、低額ですけども衛生環境の維持向上ということでそういう組み立てで制度をつくらせていただきましたが、それが今後また新たな業態に広げていくときにそのまま踏襲されるかと。もしくは個人の給付ではなくて関係団体の助成になるのかというのは手法は別ではございますけれども、先ほど金子議員の御質問にもお答えしたとおり必要なことはしっかりやっていくというのを基本に据えてございますので御理解をいただきたいと思います。

あと、2点目の観光の関係の新たな誘客の多角化、この賑わい協議会の負担金として支出して行われる事業についての御質問にお答えをさせていただきます。イメージといいますのはやはり新たな観光コンテンツをつくるということでありますので、交流人口を増やして地域の活性化に繋げていくというのがおおくりのイメージなのかなというふうに思いますけれども、やはりうちの持っている元々の資源といいますか、例えば景観、ロケーション

ンでありますとか三浦文学で言えばやはり泥流地帯が舞台になっているということもありますし、あと大人しければ非常に宝の山なのですけれども十勝岳、災害のこちらを3つのテーマ。ただ、こちらの3つがうちの町の観光資源かなというふうに思っておりますので、こちらの磨き上げと大きな3つのこの要素を連携させることによってその町の、地域の物語性みたいなものをしっかりとアピールできるようなそういうような観光コンテンツに仕上げていきたいというのはイメージしております、それらによりまして観光客の誘客、そしてまたさらに今回、コロナ関連の補正予算でついている予算でありますから、そういうツアーについても感染予防を徹底したような新たな観光誘客のあり方というものについても実証をして確認をしていきたいというところで捉えてございますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員からの3点目の子育て支援応援券の関係についての御質問にお答えさせていただきます。

今回の補正予算の中では、町内にある認定こども園4園のすべての職員並びに町立病院の院内保育所に勤務する保育士、あと今回放課後健全育成事業、放課後クラブ事業に従事した職員に対しまして、この新型コロナ禍において各学校、各施設が休業または休園する中で、ここはきっちりと新型コロナ対策下においても学童並びに就学前のお子様をお預かりして、就労を支えたところでございます。しかしながら国においては、議員御質問のとおり現在、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支援事業という交付金を今準備をしているところですが、実はこの学童並びに就学前の施設については対象から外したところとお伺いしております。町におきましては、この実態を確認した上でまず国の事業である医療並びに高齢者、障がい者、障がい児の各サービス事業者につきましては国の慰労金支援事業が支給されるという手続きに進んでいるということで今回道からも情報を入手しておりますので、そちらの方については定額で手続きが進むと考えております。

しかしながら、この認定こども園4園並びに対応した放課後クラブのスタッフに対しましては、金額については差異がありますが町の活性化に伴う商品券ということで今回応援させていただきたいと考えたものでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(村上和子君) 日程第5 議案第2号富原運動公園テニスコート改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました、議案第2号富原運動公園テニスコート改修工事請負契約の締結についての提案理由の御説明をいたします。

本事業は、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の補助採択を受け、事業を実施するものであります。主な工事内容につきましては、既存のクレートニスコート2面を砂入り人工芝テニスコート2面、施工面積1,575.5平方メートルの改修及び防球ネットフェンス延長80.9mの改修工事を実施するものであります。

上程いただきました本工事につきましては、事後審査型条件付一般競争入札を行い、町内業者2社を含む3社の参加があり、去る7月30日に入札を行った結果は、高橋建設株式会社が4,898万円で落札し、消費税を加えて、本日議案の5,387万8,000円の契約金額となったところであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第2号富原運動公園テニスコート改修工事請負契約の締結について。

富原運動公園テニスコート改修工事の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的、富原運動公園テニスコート改修工事。
 - 2、契約の方法、一般競争入札による。
 - 3、契約金額、5,387万8,000円。
 - 4、契約の相手方、上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社代表取締役、北川昭雄。
 - 5、工期、契約の日から令和3年2月26日。
- 以上で議案第2号富原運動公園テニスコート改修工事

請負契約の締結についての説明といたします。

ご審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第2号富原運動公園テニスコート改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

再開は1時30分といたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(村上和子君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第6 議案第3号財産の取得について(上富良野町立小中学校GIGAスクール端末)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長(林敬永君) ただいま上程いただきました、議案第3号財産の取得につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、国のGIGAスクール構想として5か年計画で学校におけるICT環境整備計画を進めているものでございます。この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に事業が加速化されることに伴い各小中学校の児童生徒及び指導教師に配置する839台のタブレット端末と東小中学校及び上富良野中学校に設置するサーバ2台を整備するものであります。

なお、本件の入札にあたりましては、学校ネットワーク設定等実績のある5社を指名し、昨日8月5日に入札を行った結果、株式会社コダマが4,850万円で落札し、

これに消費税を加算した本議案の5, 335万円が契約金額となったところでございます。

以下、議案の朗読をもって、説明とさせていただきます。
議案第3号財産の取得について。

上富良野町立小中学校GIGAスクール端末を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、上富良野町立小中学校GIGAスクール端末。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、5, 335万円。

4、取得の相手方、北海道富良野市朝日町4番19号、株式会社コダマ代表取締役、瀬川謙二郎。

5、納期、令和3年3月31日。

以上で、議案第3号財産の取得についての説明とさせていただきます。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号の質疑に入ります。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 質問いたします。他の4社はどのような業者になっているのかお伺いいたします。

それと、メンテナンス関係は何年くらい確保できるのか。それと同時に、物品の確保が非常に困難だという話も聞きましたが、十分対応できるように商品確保できるのか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（林敬永君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回落札いただきました株式会社コダマ以外につきましては富良野の業者1件と3件は旭川の業者でありますけれど、その中で今回富良野の1社と旭川の1社につきましては、今の御質問にありました備品の納入になかなか時間を要するという事で事前に辞退をされたという状況でございます。

あと、メンテナンス関係でございますけど、ルールでいきますと1年間のメンテナンスということになってございます。ただ、近隣の業者でございますのですぐ対応していただけるということでお話しはしております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

教育振興課長。

○教育振興課長（林敬永君） 答弁漏れで申し訳ございません。

備品の確保の関係ですけど、できるだけ年度内ということと相手方と協議しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 製品についての納入は問題はないというような話でありますけれども、問題は上富良野町だけがこういった関係でパソコンを大量に購入するわけではないと思います。いろんなことを考えたときに、もし万が一その期日内に納品ができなかったとき、その時の対応というのはどういうふうな約束かなんかあるのですか。

○議長（村上和子君） 教育振興観光課長、答弁。

○教育振興課長（林敬永君） 4番中瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今の納期の問題でございます。今現在は、先ほど米沢議員にも回答させていただきましたけど、請け負った業者にすぐ製品の方確認をしていただいておりますので、一気にうちの町839台入るといってはこれは無理かもしれないんですけど、年明けの3月いっぱいまではなんとか努力すると今現在はなっております。

ただ、その後これは中瀬議員が言われるとおりオールジャパンの話ですので、万が一というときにつきましてはまた議会の方にご相談させていただきたいというふうをお願い申し上げたいと思います。

以上になります。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第3号財産の取得について（上富良野町立小中学校GIGAスクール端末）は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。町長から議案第4号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議案が提出されております。

これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号を日程に追加し、ただちに議題と

することに決定しました。

議案をお配りいたしますので、その間暫時休憩といたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第4号

○議長（村上和子君） 追加日程第1 議案第4号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま追加上程いただきました、議案第4号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、8月4日に行いました上富良野町職員の懲戒免職処分に関し、本町の行政運営における信頼を大きく損ねる事案であることを重く受け止め、特別職の監督責任として、町長及び副町長の給料月額について10%、9月の1ヵ月間、減額するものであります。

以下、議案を朗読し御説明といたします。

議案第4号をご覧ください。

議案第4号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例(昭和35年上富良野町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

第5項、町長及び副町長の給料月額は、令和2年9月1日から令和2年9月30日までの間に限り、第2条第2項の規定にかかわらず、同項に定められた額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当基礎額及び当該期間において離職又は就職する職員の当該離職の日又は当該就職の日以後における給料月額は、同項に定める額とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第4号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第4号の質疑に入ります。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。今回の特別職の給与条例、町長、副町長の減額が提案されております。

そこでお伺いしたいのですが、これが北海道新聞の報道でも明らかなように、職員の方が外郭団体の取引先に支払わなければならなかったお金を他の用途に使ったというような状況の中で、免職処分を受けるという状況になりました。これは非常に公務員として公の町民に期待を持たれながら、その信頼を裏切ったという結果であります。そのことを考えた場合に、私は今回提案された給料月額を1ヵ月、あるいは減額割合を10%というのは本来の町民の期待を裏切った、また同時に、監督責任である町長の姿勢としてはあまりにも平凡な、いわゆる厳しい内容のものではないと私考えておりますが。

また同時に2つ目は、本来町長と副町長の差があってもいいと思いますが、町長と副町長は同じ割合で減額というのも納得できないものでありますが、この点についてはどのような基準のもとでこういう提案になったのか。確かにそれぞれの思いですから、こういう状況の率の提案で十分責任は果たせるということの趣旨なのかというふうに思います。

しかし、私が言いたいのは金額とかそういう問題も非常に重要ではありますが、同時に何よりも町民の期待を裏切ったということでもありますから、やはり任命責任者としての覚悟というのがなかなか見受けられないというふうに思いますが、この点も含めて答弁願いたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

今回、このような事態が町において起きたということにつきましては、町民並びに議会の議員の皆さん含め町民の皆さんに公務員としての期待を大きく裏切った、町の公務員というものに対してたいへん大きな期待を裏切ってしまったことについてはたいへん申し訳ない事案が発生したということで深くお詫びを申し上げたいと思うところであります。そういう中において、行政運営を執行していく中の責任者であります町長、それから職員の管理・監督にあたる私につきましても一定の管理監督責任を町民にお示しすることが必要だろうというものの中からこういった条例の改正案を提案をさせていただいたものであります。

議員も質問の中で述べられておりましたが、その金額の多寡や期間ということについての考え方についてはこれらのものについて基準があるということではございませんので、どのような形がいいのかということもこれまでの過去の他の自治体の事例等も参考にしながら、それが責任の示し方かということになりますとまた違う部分もあるかもしれませんけれども、そういったことも参考にしながら私たちとしては一定程度、責任の明確化を町民の皆さんにもお示ししたいということでの御提案でありますことをぜひ御理解いただければなというふうに思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） お許しをいただきまして私の方からも発言させていただきます。

本条例改正を提案に至ったという経緯につきまして、午前中の協議会、それにただいま副町長の方からも御説明させていただいたところでございまして、改めて今回起こりました事案に対しますことに対する深い反省と町民の信頼を裏切ってしまったという事実に対しましては深くお詫びを申し上げる次第であります。合わせまして、今後こういったことが二度と起こらないような職場環境づくりということに対する責任も一方では重いものだろうというふうに考えているところでございます。合わせて今回の自らの処分の科し方については、これはやはり先ほど副町長からも御説明させていただきましたように一定程度のこれまでの他の行政機関等の事例と、あるいは私の思いも含めまして総合的に判断させていただいたものでありまして、必ずしも感情的に対応を図るというものではないなということで、今回こういう御提案に至ったところでございます。本当にこういうことはもう議題とならないようにこれから誠心誠意、業務推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（「この案件について退席させていただきたい」との声あり。）

（3番高松克年君 午後 1時49分退場）

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第4号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村上和子君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和2年第5回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午後1時50分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和2年8月6日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署 名 議 員 岡 本 康 裕

署 名 議 員 元 井 晴 奈